

平成29年度 第1回学長選考会議議事要録

日 時 平成29年4月26日（水）9：00～9：55

場 所 事務局1号館2階会議室

出席者 <委員> 石田議長，和泉委員，小畑委員，関委員，村松委員，岩附委員，
上田委員，益委員，山田委員，岡田委員
<委員以外> 芝田理事・副学長・事務局長，榎並監事

資 料

1. 国立大学法人東京工業大学に求められる学長像について(案)
- 2-1. 国立大学法人東京工業大学学長候補者の選考及び学長解任の申出に関する規則
一部改正案新旧対照表
- 2-2. 国立大学法人東京工業大学学長候補者意向聴取投票実施細則一部改正案新旧対照
表
- 2-3. 学長候補者選考における学内公開のヒアリングに関する取扱い一部改正案新旧
対照表

参考資料

1. 国立大学法人東京工業大学学長選考会議 委員名簿
2. 国立大学法人東京工業大学学長選考会議規則
3. 国立大学法人東京工業大学学長の任期に関する規則
4. 新たに学長を選考するプロセスと公表（改正規則によるもの）
5. 再任審査の今後のプロセスと公表(改正規則によるもの)

○ 定足数の確認

委員11名，定足数8名に対して出席者10名で成立。

○ 平成28年度第5回学長選考会議議事要録については，委員から一部修正の意見があ った旨議長から説明があり，一部修正の上承認。

○ 議題

1. 求められる学長像について

議長から，資料1に基づき，前回の本会議においていただいた意見等の内容を整理し，事務局で作成した案について説明があり，前回に引き続き意見交換を行った。

委員からの主な意見

- ・ 前回申しあげているとおり、「ガバナンス」、「ステークホルダー」、「マネジメント」について片仮名用語は止めたほうがいい。各々の言葉の意味や定義がはっきりしているのであればよいが、捉え方によっては曖昧な点がある。また、例えば、直訳以外の意味で使うならば説明が必要だと思っている。
- ・ 例えば、「ガバナンス」、「ステークホルダー」は、会社法が改正され、一般企業やマスコミで使われるようになり、法人化された国立大学も同じようなものの考え方を採り入れるようになった。余りこだわらなくともよいのではないか。
- ・ 文部科学省をはじめ、本学でも使用されている。慣用句となっているのではないか。
- ・ がちがちにする必要はないが、意味合いをある程度明確にするべきで、本会議の内部資料的位置付けでも構わない。
- ・ 当提案片仮名用語は、従来日本にはなかった概念であり、逆に日本語にするときっちり定義できないところがあるのではないか。
- ・ 企業も同様、用語集というものがあるが、企業によって使い方は異なる。例えば、内部統制は会社のいろいろなものを包含した仕組みとして使われるようになってきている。社会的に大体このような感覚で理解できるという意味の使い方でのよいのではないか。
- ・ ステークホルダー（利害関係者）は、世界の環境のNPOや国連でも、遂行するプロジェクトにより影響を及ぼす当事者や関与する人まで包含して使われている。
- ・ 学問の府である大学にとって、学問研究に関するステークホルダーは将来的にわたっての全人類となる。であるので、将来的にわたっての全人類というべきであり、逆に狭く捉われることを危惧する。
- ・ 専門領域のジェンダーやコミュニケーションは、日本語にするとニュアンスが違ってしまうものもある。すでに定着して市民権を得ている片仮名言葉もあるので、日本語にしなければならないものではない。
- ・ 「三位一体の改革」とあるのは、現在本学が取り組んでいる改革を継続し、さらに推進するとの意ととったが、主語はあった方がよい。
- ・ 継続は重要であるが、新たな取り組みも重要である。前文に「さらなる発展」とはあるが、本項目にそのことが必要ではないか。また、基本理念中の「独創的・先端的科学・技術」は少しわかりづらいように思える。

議長から、今回いただいた意見は大切なことであり、委員間で共有できたことは大変貴重なもので、再度整理し、次回本委員会に諮りたい旨の発言があった。

2. 関係規定の改正案について

議長から、前回議論いただいた参考資料3「学長の任期に関する規則」は、学内の手続きを経て、3月17日に制定された旨報告があった。

次いで、同様に前回議論いただいた後に各委員に意見照会を行った資料2-1「学長候補者の選考及び学長解任の申出に関する規則一部改正案」及び資料2-2「学長候補者意向聴取投票実施細則一部改正案」については、一部の意見を頂戴したところではあるが、資料のとおり提案することとなったこと、また、事務局から、資料2-3に基づき、「学長候補者選考における学内公開のヒアリングに関する取扱い」の一部改正案の改正要点について説明があり、審議の結果、資料2-1、2-2及び2-3についてはいずれも原案どおりこれを承認した。

併せて、事務局から、参考資料4及び5に基づき、承認いただいた改正後の「新たな学長選考」の場合と「再任審査」の場合のプロセスと公表について、説明があった。

引き続き、学長選考のプロセスについて意見交換を行った。

3. その他

議長から、6月26日開催の次回本会議では、選考日程の確定と選考基準の策定、その他の手続き等を確定したい旨付言があった。

以 上